

18. 岡山大学大学院保健学研究科規程

〔平成16年4月1日〕
岡大院保規程第1号

改正 平成17年 3月15日規程第2号
平成18年 2月14日規程第1号
平成19年 2月 1日規程第1号
平成19年 2月14日規程第5号
平成20年 2月13日規程第1号
平成20年10月15日規程第2号
平成21年 3月 5日規程第1号
平成22年 2月 9日規程第1号
平成23年 2月15日規程第1号
平成23年 7月12日規程第2号
平成25年 2月13日規程第1号
平成26年 3月 5日規程第1号
平成27年 3月20日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号。以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、岡山大学大学院保健学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定める。

(研究科の目的)

第2条 研究科は、学術の理論及び応用を深く教授研究し、保健学諸領域の発展に寄与するとともに、社会的要請に応ずる人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、教育研究及び組織運営の状況について、定期的に公表する。

(副研究科長)

第5条 本研究科に副研究科長を置く。

2 副研究科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(課程)

第6条 研究科の課程は博士課程とし、前期2年の博士課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の博士課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取扱う。

(専攻及び教育研究分野)

第7条 研究科に保健学専攻を置く。

2 保健学専攻に次の教育研究分野を置く。

看護学分野

放射線技術科学分野

検査技術科学分野

(教授会)

第8条 本研究科に、岡山大学大学院保健学研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第9条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（博士前期課程の学生については、大学院学則第36条の規程に基づき、教授会において適当と認められた特定の課題についての研究の成果を持って修了要件とする場合にあっては、当該研究に対する指導とする。以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第10条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(指導教員)

第11条 授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を定める。

2 指導教員は、研究科の専任の教授又は准教授が担当するものとする。ただし、必要があるときは、教授会が認めた研究科の専任の講師に担当若しくは分担させ、又は助教に分担させることができる。

3 指導教員の変更は認めない。ただし、特別の事情があるものに限り、許可することができる。

(授業科目及び履修方法)

第12条 研究科の授業科目及びその履修方法は、別表に掲げるとおりとし、履修する授業科目は、あらかじめ指導教員の指示を受けるものとする。

2 学生は、履修しようとする授業科目につき、所定の履修届をあらかじめ指定された期日までに提出しなければならない。

3 前項の期日までに履修届を提出しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情がある場合には、履修を認めることがある。

4 研究科における研究指導については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科長は、教授会の議を経て、長期履修学生としてその計画的な履修（以下「長期履修」という。）を許可することができる。

2 長期履修の取扱に関し、必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第14条 授業の方法については、大学院学則第9条の規定を適用する。

(単位の計算方法)

第15条 単位の計算方法については、大学院学則第11条の規定を適用する。

(他の大学の大学院等の開講科目の履修)

第16条 学生は、研究科長の許可を得て、教授会が適当と認める他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。以下同じ。）の開講科目を履修することができる。

2 学生は、指導教員の承認を得て、本学大学院の他の研究科の開講科目を選択科目として履修することができる。

3 前2項の規定により学生が修得した単位は、10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位)

第17条 学生が本研究科に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、10単位を限度として、修了の要件となる単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定を受けようとする者は、所定の願書に必要書類を添えて、入学した年度の所定の期日までに、研究科長に願い出なければならない。

(研究指導)

第18条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

(単位修得の認定)

第19条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により、担当教員が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず演習、実験の授業科目については平素の成績により、単位の修得を認定することができる。

(追試験)

第20条 追試験は行わない。ただし、病気その他特別の事情があると認められる者については、この限りでない。

(成績等の評価)

第21条 成績等の評価は、岡山大学大学院学則による。

(転研究科)

第22条 本学の大学院の他の研究科の学生で、研究科へ転研究科することを志願する者がある場合は、入学資格が同一の研究科の学生に限り、選考の上、転研究科を許可することがある。

(在学期間の通算)

第23条 前条の規定により転研究科を許可された者の在学期間の通算の認定は、教授会において行う。

(修了要件)

第24条 博士前期課程の修了要件は、博士前期課程に2年以上在学し、第12条第1項に

定める履修と研究指導を受けた上、学位論文又は教授会において適当と認められた特定の課題についての研究の成果(以下「学位論文等」という。)の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、第12条第1項に定める履修と研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前2項の課程修了の認定は、教授会が行う。

(学位論文等及び最終試験)

第25条 学位論文等は、指導教員の承認を受けてあらかじめ指定された期日までに提出しなければならない。

- 2 最終試験は、各教育研究分野別に、学位論文等を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

- 3 学位論文等の審査及び最終試験の合格・不合格は、研究科が決定し、その方法は、別に定める。

(学位の授与)

第26条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

- 3 修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称は、看護学又は保健学とする。

(科目等履修生)

第27条 本学大学院の学生以外の者で、本研究科が開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第28条 他の大学の大学院の学生で、本研究科の開講科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき特別聴講学生として履修を許可することがある。

(研究生)

第29条 本研究科において特定の事項について研究を志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第30条 他の大学の大学院の学生で、本研究科において研究指導を志願する者があるときは、当該大学等との協議に基づき、教授会の議を経て特別研究学生として受入れを許可することがある。

(科目等履修生等の取扱い)

第31条 第27条から第30条までの取扱いについては、別に定める。

(雑則)

第32条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学大学院保健学研究科規程等を廃止する

規程（平成16年岡大院保規程第2号）により廃止された岡山大学大学院保健学研究科規程（平成15年岡大院保規程第1号）の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院保健学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院保健学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院保健学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の岡山大学大学院保健学研究科規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第11条第2項の規定については、平成24年度以前の入学生についても適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。

別表（第12条関係）

博士前期課程

（1）共通・コア科目

区 分	授 業 科 目	配当年次	単位数
共通・コア科目	ヘルスプロモーション科学	1・2	2
	医療倫理学＊A	1・2	2
	危機管理学＊B	1・2	2
	医療対話学＊C	1・2	2
	国際保健学	1・2	2
	研究方法論＊D	1・2	2

(2) 専門教育科目（看護学分野）

区 分	授 業 科 目	配当年次	単位数	
看護学専門科目	看護学 共通科目	看護教育論	1	2
		看護管理論	1	2
		看護理論	1	2
		看護倫理	1	2
		看護研究	1	2
		看護ヘルスアセスメント	1	2
		病態生理学Ⅰ	1	2
		病態生理学Ⅱ	1	2
		臨床薬理学特論	1	2
	基礎 看護学	実践基礎看護学特論	1	2
		実践基礎看護学演習	1	2
		看護教育学特論	1	2
		看護教育学演習	1	2
		看護生理学特論	1	2
		看護生理学演習	1	2
		感染管理学特論	1	2
		感染管理学演習	1	2
		ケア技術学特論	1	2
		基礎看護学特別研究	2	10
	成育 看護学	成育看護学特論	1	2
		成育看護学演習	1	2
		リプロダクティブ・ヘルス特論Ⅰ	1	2
		リプロダクティブ・ヘルス特論Ⅱ	1	2
		リプロダクティブ・ヘルス演習Ⅰ	1	2
		リプロダクティブ・ヘルス演習Ⅱ	1	2
		リプロダクティブ・ヘルス演習Ⅲ	1	2
		リプロダクティブ・ヘルスケア特論	1	2
		リプロダクティブ・ヘルスケア演習	1	2
		女性の健康援助特論	1	2
		女性の健康援助演習	1	2
		成育看護学特別研究	2	10
	臨床応用 看護学	がん病態学	1	2
		疼痛看護学	1	2

		緩和ケア看護学特論Ⅰ	1	2
		緩和ケア看護学特論Ⅱ	2	2
		緩和ケア看護学演習	1	2
		がん看護学特論Ⅰ	1	2
		がん看護学特論Ⅱ	2	2
		がん看護学演習	1	2
		がんチーム医療特論	2	2
		がんチーム医療実習	1・2	1
		慢性看護学特論	1	2
		慢性看護学演習	1	2
		臨床応用看護学特別研究	2	10
	コミュニティヘルス看護学	地域公衆衛生看護学特論	1	2
		地域公衆衛生看護学演習	1	2
		看護政策システム学特論	1	2
		看護政策システム学演習	1	2
		老年看護学特論	1	2
		老年看護学演習	1	2
		在宅看護学特論	1	2
		在宅看護学演習	1	2
		精神看護学特論	1	2
		精神看護学演習	1	2
		公衆衛生看護評価特論	1	2
		公衆衛生看護評価演習	1	2
		コミュニティヘルス看護学特別研究	2	10

履修方法

- 1 指導教員の指導により、30単位以上を修得すること。
- 2 共通・コア科目のうちから6単位以上を選択必修すること。
- 3 指導教員の指定する領域の授業科目のうちから14単位以上を選択必修すること。
- 4 前項のほか、他の分野の授業科目、及び、本学大学院医歯薬学総合研究科の開講科目である「疫学講義」、「医療統計学講義・演習」、「臨床研究・疫学実践論講義・演習」を選択科目として履修することができる。ただし、修士（看護学）の学位を希望する者は、看護学分野専門教育科目のうちから、24単位以上を履修すること。

特別履修コース（CNS コースがん看護）

区 分	授 業 科 目	配 当	単 位 数
-----	---------	-----	-------

			年次	必修	選択
共通・コア科目		ヘルスプロモーション科学	1・2		2
		医療倫理学	1・2		2
		危機管理学	1・2		2
		医療対話学	1・2	2(1)	
		国際保健学	1・2		2
		研究方法論	1・2		2
看護学専門科目	看護学 共通科目	看護教育論	1	2(2)	
		看護管理論	1	2(2)	
		看護理論	1	2(1)	
		看護倫理	1		2
		看護研究	1	2(2)	
		看護ヘルスアセスメント	1		2
		病態生理学Ⅰ	1		2
		病態生理学Ⅱ	1		2
		臨床薬理学特論	1		2
	基礎 看護学	実践基礎看護学特論	1		2
		実践基礎看護学演習	1		2
		看護教育学特論	1		2
		看護教育学演習	1		2
		看護生理学特論	1		2
		看護生理学演習	1		2
		感染管理学特論	1		2
		感染管理学演習	1		2
		ケア技術学特論	1		2
	成育 看護学	成育看護学特論	1		2
		成育看護学演習	1		2
		リプロダクティブ・ヘルス特論Ⅰ	1		2
		リプロダクティブ・ヘルス特論Ⅱ	1		2

	リプロダクティブ・ヘルス演習Ⅰ	1		2
	リプロダクティブ・ヘルス演習Ⅱ	1		2
	リプロダクティブ・ヘルス演習Ⅲ	1		2
	リプロダクティブ・ヘルスケア特論	1		2
	リプロダクティブ・ヘルスケア演習	1		2
	女性の健康援助特論	1		2
	女性の健康援助演習	1		2
臨床応用 看護学	がん病態学	1	2 (2)	
	疼痛看護学	1		2 (2)
	緩和ケア看護学特論Ⅰ	1	2 (2)	
	緩和ケア看護学特論Ⅱ	2	2 (2)	
	緩和ケア看護学演習	1		2 (2)
	がん看護学特論Ⅰ	1	2 (2)	
	がん看護学特論Ⅱ	2		2 (2)
	がん看護学実習	2	6 (6)	
	がん看護学課題研究	2	2	
	がんチーム医療特論	2		2
	がんチーム医療実習	1・2		1
	慢性看護学特論	1		2
	慢性看護学演習	1		2
コミュニ ティヘル ス看護学	地域公衆衛生看護学特論	1		2
	地域公衆衛生看護学演習	1		2
	看護政策システム学特論	1		2
	看護政策システム学演習	1		2
	老年看護学特論	1		2
	老年看護学演習	1		2
	在宅看護学特論	1		2
	在宅看護学演習	1		2
	精神看護学特論	1		2

		精神看護学演習	1		2
		公衆衛生看護評価特論	1		2
		公衆衛生看護評価演習	1		2

履修方法

- 1 指導教員の指導により、32単位以上を修得すること。
- 2 共通・コア科目のうちから6単位以上を選択必修すること。
- 3 医療対話学、看護教育論、看護管理論、看護理論、看護研究は全て履修すること。
ただし CNS 認定試験時に申請できる単位は（ ）内の単位数である。
- 4 疼痛看護学、緩和ケア看護学演習、がん看護学特論Ⅱのうちから4単位以上を選択必修すること。
- 5 単位数の（ ）内は、CNS 教育科目として認定されている単位数を表す。
- 6 がん看護学課題研究を学位論文に相当する特定の課題とみなす。

特別履修コース（助産学コース）

区 分		授 業 科 目	配当 年次	単 位 数	
				必 修	選 択
共通・コア科目		ヘルスプロモーション科学	1・2		2
		医療倫理学	1・2		2
		危機管理学	1・2		2
		医療対話学	1・2		2
		国際保健学	1・2		2
		研究方法論	1・2		2
看護学専門科目	看護学 共通科目	看護教育論	1		2
		看護管理論	1		2
		看護理論	1		2
		看護倫理	1		2
		看護研究	1		2
		看護ヘルスアセスメント	1		2
		病態生理学Ⅰ	1		2
		病態生理学Ⅱ	1		2
		臨床薬理学特論	1		2
	基礎 看護学	実践基礎看護学特論	1		2
		実践基礎看護学演習	1		2

	看護教育学特論	1		2
	看護教育学演習	1		2
	看護生理学特論	1		2
	看護生理学演習	1		2
	感染管理学特論	1		2
	感染管理学演習	1		2
	ケア技術学特論	1		2
成育 看護学	成育看護学特論	1		2
	成育看護学演習	1		2
	リプロダクティブ・ヘルス特論Ⅰ	1		2
	リプロダクティブ・ヘルス特論Ⅱ	1		2
	リプロダクティブ・ヘルス演習Ⅰ	1		2
	リプロダクティブ・ヘルス演習Ⅱ	1		2
	リプロダクティブ・ヘルス演習Ⅲ	1		2
	リプロダクティブ・ヘルスケア特論 ☆	1		2
	リプロダクティブ・ヘルスケア演習	1		2
	女性の健康援助特論 ☆	1		2
	女性の健康援助演習	1		2
	成育看護学特別研究	2	1 0	
	助産学特論 *	1		2
	生殖病態学特論 *	1		2
	乳幼児発達学特論 *	1		1
	助産診断・技術学特論Ⅰ *	1		2
	助産診断・技術学特論Ⅱ *	1		2
	助産診断・技術学特論Ⅲ *	1		2
	助産技術学演習 *	1		3
	周産期ハイリスク特論 *	2		2
	助産管理学特論 *	2		1
	助産学実習Ⅰ *	1・2		1 0
	助産学実習Ⅱ *	2		2
臨床応用 看護学	がん病態学	1		2
	疼痛看護学	1		2
	緩和ケア看護学特論Ⅰ	1		2
	緩和ケア看護学特論Ⅱ	2		2
	緩和ケア看護学演習	1		2

		がん看護学特論Ⅰ	1		2
		がん看護学特論Ⅱ	2		2
		がんチーム医療特論	2		2
		慢性看護学特論	1		2
		慢性看護学演習	1		2
	コミュニ ティヘル ス看護学	地域公衆衛生看護学特論	1		2
		地域公衆衛生看護学演習	1		2
		看護政策システム学特論	1		2
		看護政策システム学演習	1		2
		老年看護学特論	1		2
		老年看護学演習	1		2
		在宅看護学特論	1		2
		在宅看護学演習	1		2
		精神看護学特論	1		2
		精神看護学演習	1		2
		公衆衛生看護評価特論	1		2
		公衆衛生看護評価演習	1		2

履修方法

- 1 指導教員の指導により，30単位以上を修得すること。
- 2 共通・コア科目のうちから6単位以上を選択必修すること。
- 3 指導教員の指定する領域の授業科目のうちから14単位以上を選択必修すること。
- 4 修士（看護学）の学位を希望する者は，看護学分野専門教育科目のうちから，24単位以上を履修すること。
- 5 前項のほか，本学大学院医歯薬学総合研究科の開講科目である「疫学講義」，「医療統計学講義・演習」，「臨床研究・疫学実践論講義・演習」を選択科目として履修することができる。
- 6 助産師国家試験受験資格取得希望者は，前項2及び3（ただし，成育看護学領域☆印の4単位を含む）を選択必修したうえ，成育看護学領域のうちから＊印の各科目29単位を必修し，59単位以上を修得すること。

（3）専門科目（放射線技術科学分野）

区 分		授 業 科 目	配当年次	単位数
放射線技 術科学専 門科目	医用情報	医用物理学特論	1	2
	理工学	医用物理学演習	1	2
		生体情報計測学特論	1	2

		生体情報計測学演習	1	2
		医用画像解析学特論	1	2
		医用画像解析学演習	1	2
		画像診断技術学特論	1	2
		画像診断技術学演習	1	2
		医用情報理工学特別研究	2	10
	放射線健康支援科学	研究方法論応用＊1	1・2	1
		悪性腫瘍の管理と治療＊2	1・2	1
		医療倫理と法律的経済的問題＊3	1・2	0.5
		がんチーム医療実習＊4	1・2	0.5
		医療情報学＊5	1・2	0.5
		コミュニケーションスキル＊6	1・2	0.5
		がんのベーシックサイエンスと臨床薬理学＊7	1・2	1
		がんの臨床検査・病理診断・放射線診断学＊8	1・2	0.5
		臓器別がん治療各論＊9	1・2	2
		がん緩和治療＊10	1・2	0.5
		放射線治療品質管理学特論＊11	1・2	2
		放射線治療品質管理学演習＊12	1・2	2
		放射線生命科学特論	1	2
		放射線生命科学演習	1	2
		放射線治療技術学特論	1	2
		放射線治療技術学演習	1	2
		核医学検査技術学特論	1	2
		核医学検査技術学演習	1	2
		放射線健康科学特論	1	2
		放射線健康科学演習	1	2
		放射線健康支援科学特別研究	2	10

履修方法

- 1 指導教員の指導により、30単位以上を修得すること。
- 2 共通・コア科目のうちから6単位以上を選択必修すること。

- 3 指導教員の指定する領域の授業科目のうちから14単位以上を選択必修すること。
- 4 前項のほか、他の分野の授業科目及び本学大学院医歯薬学総合研究科の開講科目である「疫学講義」、「医療統計学講義・演習」、「臨床研究・疫学実践論講義・演習」、「分子イメージング科学概論」、「分子イメージング科学実習」を選択科目として履修することができる。
- 5 *1～*12の科目は、医学物理士コースの学生以外は履修できない。
- 6 医学物理士コースの学生は、指導教員の指導により、上記の他に、更に下記の条件も満たすこと。
 - 1) *1～*6の各科目は必修である。
ただし、*1のかわりに*Dを、*3のかわりに*Aを、*5のかわりに*Bを、
*6のかわりに*Cを選択してもよい。
 - 2) *7～*10の科目の中から、2単位を選択必修すること。
 - 3) *11、*12は必修である。

(4) 専門科目 (検査技術科学分野)

区	分	授 業 科 目	配当年次	単位数
検査技術 科学専門 科目	病態情報 科学	高次機能解析学特論	1	2
		高次機能解析学演習	1	2
		形態・機能解析学特論	1	2
		形態・機能解析学演習	1	2
		細胞診断学特論	1	2
		細胞診断学演習	1	2
		病原因子解析学特論	1	2
		病原因子解析学演習	1	2
		感染制御学特論	1	2
		感染制御学演習	1	2
		病態情報解析科学特別研究	2	10
	生体情報 科学	機能情報解析学特論	1	2
		機能情報解析学演習	1	2
		生体情報解析学特論	1	2
		生体情報解析学演習	1	2
		細胞・免疫科学特論	1	2
		細胞・免疫科学演習	1	2
		生体機能解析学特論	1	2
		生体機能解析学演習	1	2
		生体情報機能科学特別研究	2	10

履修方法

- 1 指導教員の指導により、30単位以上を修得すること。
- 2 共通・コア科目のうちから6単位以上を選択必修すること。
- 3 指導教員の指定する領域の授業科目のうちから14単位以上を選択必修すること。
- 4 前項のほか、他の分野の授業科目、及び、本学大学院医歯薬学総合研究科の開講科目である「疫学講義」、「医療統計学講義・演習」、「臨床研究・疫学実践論講義・演習」を選択科目として履修することができる。

博士後期課程

(1) コア科目

区 分	授 業 科 目	配当年次	単位数
コア科目	インタープロフェッショナルワーク論	1・2	2

(2) 看護学分野

区 分		授 業 科 目	配当年次	単位数
看護学専門科目	共 通	看護学研究特講	1	2
		実践科学統計学	1	2
	基礎看護学	実践基礎看護学特講	1	2
		実践基礎看護学演習	1	2
		看護生理学特講	1	2
		看護生理学演習	1	2
		感染管理学特講	1	2
		感染管理学演習	1	2
		基礎看護学特別研究	3	4
	成育看護学	成育看護学特講	1	2
		成育看護学演習	1	2
		リプロダクティブヘルス特講	1	2
		リプロダクティブヘルス演習	1	2
		成育看護学特別研究	3	4
	臨床応	緩和ケア看護学特講	1	2

	用 看 護 学	緩和ケア看護学演習	1	2
		がん看護学特講	1	2
		がん看護学演習	1	2
		慢性疾患看護学特講	1	2
		慢性疾患看護学演習	1	2
		臨床応用看護学特別研究	3	4
	コミュニ ティヘル ス看護学	地域公衆衛生看護学特講	1	2
		地域公衆衛生看護学演習	1	2
		看護政策システム学特講	1	2
		看護政策システム学演習	1	2
		老年看護学特講	1	2
		老年看護学演習	1	2
		在宅看護学特講	1	2
		在宅看護学演習	1	2
		コミュニティヘルス看護学特別研究	3	4

履修方法

- 1 指導教員の指導により，12単位以上を修得すること。
- 2 コア科目2単位を修得すること。
- 3 指導教員の開講する特講・演習各2単位及び特別研究4単位を修得すること。
- 4 指導教員の指導のもと，研究科に開設される専門科目を2単位以上選択科目として修得すること。
- 5 前項のほか，本学大学院医歯薬学総合研究科の開講科目である「疫学講義」，「医療統計学講義・演習」，「臨床研究・疫学実践論講義・演習」を選択科目として修得することができる。
- 6 博士（看護学）の学位取得を希望するものは，「看護学研究特講」を修得すること。

(3) 放射線技術科学分野

区 分		授 業 科 目	配当年次	単位数
放射線技術科学専門科目	医用情報理工学	医用物理工学特講	1	2
		医用物理工学演習	1	2
		医用画像解析・診断技術学特講	1	2
		医用画像解析・診断技術学演習	1	2
		医用情報理工学特別研究	3	4
	放射線健康支援科学	放射線診療技術学特講	1	2
		放射線診療技術学演習	1	2
		放射線生命・健康科学特講	1	2
		放射線生命・健康科学演習	1	2
		放射線健康支援科学特別研究	3	4

履修方法

- 1 指導教員の指導により，12単位以上を修得すること。
- 2 コア科目2単位を修得すること。
- 3 指導教員の開講する特講・演習各2単位及び特別研究4単位を修得すること。
- 4 指導教員の指導のもと，研究科に開設される専門科目を2単位以上選択科目として修得すること。
- 5 前項のほか，本学大学院医歯薬学総合研究科の開講科目である「疫学講義」，「医療統計学講義・演習」，「臨床研究・疫学実践論講義・演習」を選択科目として修得することができる。

(4) 検査技術科学分野

区 分		授 業 科 目	配当年次	単位数
検査技術 科学専門 科目	病態情報 科学	組織・細胞情報学特講	1	2
		組織・細胞情報学演習	1	2
		感染症・病原因子解析学特講	1	2
		感染症・病原因子解析学演習	1	2
		病態情報科学特別研究	3	4
	生体情報 科学	生体機能情報学特講	1	2
		生体機能情報学演習	1	2
		生体防御機能解析学特講	1	2
		生体防御機能解析学演習	1	2
		生体情報科学特別研究	3	4

履修方法

- 1 指導教員の指導により、12単位以上を修得すること。
- 2 コア科目2単位を修得すること。
- 3 指導教員の開講する特講・演習各2単位及び特別研究4単位を修得すること。
- 4 指導教員の指導のもと、研究科に開設される専門科目を2単位以上選択科目として修得すること。
- 5 前項のほか、本学大学院医歯薬学総合研究科の開講科目である「疫学講義」、「医療統計学講義・演習」、「臨床研究・疫学実践論講義・演習」を選択科目として修得することができる。